

## 東村山市第2次多文化共生推進プラン（案）に関する意見募集の結果

1. 案件名	東村山市第2次多文化共生推進プラン(案)に関する意見募集の結果																								
2. 担当所管	東村山市市民部市民相談・交流課																								
3. 概要	(1) 意見募集期間	平成30年1月4日(木曜)から平成30年1月23日(火曜)まで																							
	(2) 周知方法	東村山市のホームページ、市報ひがしむらやま平成30年1月1日号、意見回収箱の設置場所へのポスター掲示																							
	(3) 意見回収箱の設置場所	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">多文化共生・男女共同参画推進交流室</td> <td style="width: 50%;">市民スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>市民相談・交流課窓口(本庁舎1階10番窓口)</td> <td>多摩湖ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>情報コーナー(本庁舎1階)</td> <td>恩多ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>いきいきプラザ総合相談窓口(いきいきプラザ1階)</td> <td>栄町ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>久米川ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>萩山公民館</td> <td>秋水園ふれあいセンター</td> </tr> <tr> <td>秋津公民館</td> <td>青葉地域センター</td> </tr> <tr> <td>富士見公民館</td> <td>美住リサイクルショップ</td> </tr> <tr> <td>廻田公民館</td> <td>社会福祉センター</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワズタワー2階)</td> </tr> <tr> <td>富士見図書館</td> <td>子育て総合支援センター「ころころの森」</td> </tr> <tr> <td>ふるさと歴史館</td> <td></td> </tr> </table>	多文化共生・男女共同参画推進交流室	市民スポーツセンター	市民相談・交流課窓口(本庁舎1階10番窓口)	多摩湖ふれあいセンター	情報コーナー(本庁舎1階)	恩多ふれあいセンター	いきいきプラザ総合相談窓口(いきいきプラザ1階)	栄町ふれあいセンター	中央公民館	久米川ふれあいセンター	萩山公民館	秋水園ふれあいセンター	秋津公民館	青葉地域センター	富士見公民館	美住リサイクルショップ	廻田公民館	社会福祉センター	中央図書館	サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワズタワー2階)	富士見図書館	子育て総合支援センター「ころころの森」	ふるさと歴史館
多文化共生・男女共同参画推進交流室	市民スポーツセンター																								
市民相談・交流課窓口(本庁舎1階10番窓口)	多摩湖ふれあいセンター																								
情報コーナー(本庁舎1階)	恩多ふれあいセンター																								
いきいきプラザ総合相談窓口(いきいきプラザ1階)	栄町ふれあいセンター																								
中央公民館	久米川ふれあいセンター																								
萩山公民館	秋水園ふれあいセンター																								
秋津公民館	青葉地域センター																								
富士見公民館	美住リサイクルショップ																								
廻田公民館	社会福祉センター																								
中央図書館	サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワズタワー2階)																								
富士見図書館	子育て総合支援センター「ころころの森」																								
ふるさと歴史館																									
4. ご意見をお寄せいただいた人数	1人																								
5. お寄せいただいた意見の数	1件																								
6. お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	次ページのとおり																								

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>日本人市民と外国人市民の人間関係をつなぐことで地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情を把握しやすい公民館やふれあいセンターの職員として配置することを提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館やふれあいセンターの職員の方々をコーディネーターとして活用することを明示</li> <li>・コーディネーター機能(問題の緩和、双方の住民の人間関係をつなぐ)の明示</li> <li>・これら業務の評価方法の明示</li> </ul>	<p>公民館やふれあいセンターにコーディネーターとしての職員を配置することにつきましては、外国人市民と日本人市民のかけはしとなり、誰もが暮らしやすい地域づくりに役立つと考えます。一方で、公民館は庁内の組織的な任用の観点での見直しが必要となり、ふれあいセンターは指定管理制度を導入し、地元の自治会を中心に管理・運営を行っていることから、ご意見として承らせていただきます。</p> <p>基本目標Ⅰに掲げた「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」において、課題3「地域活動やボランティア等への参加促進」を掲げ、自治会フォーラム等や地域コミュニティの施設にて多文化共生事業の周知を行ってまいります。これにより、ふれあいセンターの職員も多文化共生事業の開催を認識することができ、周辺地域の住民に伝わりやすくなると思います。当市では、言語という点で日本人市民と外国人市民が相互理解ができないという問題点について、公民館やふれあいセンターに限らず、市民相談・交流課の多文化共生相談員により通訳や翻訳（中国語／韓国・朝鮮語／英語）及び日常生活における相談業務を行っております。また、多言語には限界があり、基本目標Ⅱ「全ての外国人が安心して、生活をより楽しむために必要なサポートの充実」の課題1「地域生活における情報の多言語化」の中でも「わかる日本語」を用いての情報提供を行ってまいります。</p>